



2021年12月23日

各 位

会 社 名 モ ビ ル ス 株 式 会 社  
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 井 智 宏  
 (コード番号：4370 東証マザーズ)  
 問 い 合 わ せ 先 取 締 役 C F O 加 藤 建 嗣  
 TEL. 03-6417-9523

### 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 発行の概要

(1) 払込期日	2022年1月21日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 22,200株
(3) 発行価額	1株につき1,085円
(4) 発行総額	24,087,000円
(5) 割当予定先	取締役3名 3,310株 監査役3名 1,320株 従業員69名 17,570株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

#### 2. 発行の目的及び理由

当社は、2021年10月26日開催の取締役会において、当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対しては、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の監査役（以下「対象監査役」といい、対象取締役と併せて「対象役員」といいます。）に対しては、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、対象役員を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2021年11月29日開催の第10回定時株主総会において、本制度に基づき、同定時株主総会において承認された金銭報酬枠の内枠で、対象役員に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与することにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要については、以下のとおりです。

#### <本制度の概要>

本制度による譲渡制限付株式の付与は、対象役員に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法にて行います。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、対象取締役について年30,000株以内（うち社外取締役分は年6,000株以内）、対象監査役について年4,000株以内とし、総額は、対象取締役について年額45,000千円以内（うち社外取締役分は年額9,000千円以内）、対象監査役について年額6,000千円以内とします。

また、当社は、当社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対しても、譲渡制限付株式を付与することとし、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、対象従業員に割り当てる譲渡制限付

株式の譲渡制限期間を約2年間と設定いたしました。なお、譲渡制限付株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てます。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、対象取締役3名、対象監査役3名及び対象従業員69名に対し、本制度の目的、各対象取締役及び対象従業員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭（報酬）債権合計24,087,000円の現物出資と引換えに当社の普通株式22,200株（以下「本割当株式」といいます。）を発行することを決議いたしました。

#### <対象役員と締結する譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### （1）譲渡制限期間

対象役員は、2022年1月21日（払込期日）から当社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれも退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### （2）譲渡制限の解除条件

対象役員が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、上記（1）記載の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により上記（1）記載の地位をいずれも退任した場合、譲渡制限期間の満了時において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式（ただし、死亡により上記（1）記載の地位をいずれも退任したときは、本割当株式の全部）につき、譲渡制限を解除する。

##### （3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### （4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

##### （5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

#### <対象従業員と締結する譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と対象従業員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### （1）譲渡制限期間

対象従業員は、2022年1月21日（払込期日）から2023年10月6日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

## (2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間中に雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を21で除した数に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式（ただし、死亡により上記のいずれの地位も喪失したときは、本割当株式の全部）につき、譲渡制限を解除する。

## (3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象従業員が当社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## (4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

## (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月の翌月から組織再編承認日を含む月までの月数を21で除した数に、当該時点において保有する本割当株式数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

## 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭（報酬）債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2021年12月22日（取締役会決議日の前営業日）までの直近1ヶ月間（2021年11月23日から2021年12月22日まで）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値である1,085円（円未満切捨て。以下、終値の単純平均値につき同じです。）としております。なお、取締役会決議日の前営業日までの直近1ヶ月間の当社の普通株式の終値の単純平均値を採用したのは、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、株価変動の影響等を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためであり、この価額は、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員及び対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上